

高松市告示第 5 2 9 号

高松市屋外広告物条例施行規則（平成 1 1 年高松市規則第 7 号）別表第 2 備考 1 の規定に基づき第 1 種許可地域、第 2 種許可地域、第 3 種許可地域、第 4 種許可地域及び第 5 種許可地域を次のとおり指定し、令和 9 年 1 月 1 日から施行し、屋外広告物の表示等の許可地域の指定（平成 2 8 年高松市告示第 4 8 号）は、令和 8 年 1 2 月 3 1 日限り、廃止します。

令和 8 年 9 月 3 0 日

高松市長 大 西 秀 人

区 分	指 定 地 域
第 1 種 許可地域	高松市景観計画に定める屋島景観形成重点地区及び玉藻公園周辺景観形成重点地区の区域
第 2 種 許可地域	都市計画法第 5 条の規定により指定されている都市計画区域のうち用途地域が定められていない区域及び都市計画区域外の区域並びに高松市景観計画に定める都市軸沿道（1 1 ・ 1 9 3 号等）景観形成重点地区（C 地区）、仏生山歴史街道景観形成重点地区及び讃岐国分寺跡周辺景観形成重点地区の区域
第 3 種 許可地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域の区域（第 1 種許可地域、第 2 種許可地域及び第 4 種許可地域の区域を除く。）
第 4 種 許可地域	高松市景観計画に定める栗林公園周辺景観形成重点地区、都市軸沿道（1 1 ・ 1 9 3 号等）景観形成重点地区（A 地区）、都市軸沿道（1 1 ・ 1 9 3 号等）景観形成重点地区（B 地区）及びサンポート高松周辺景観形成重点地区の区域
第 5 種 許可地域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の区域（第 1 種許可地域、第 2 種許可地域及び第 4 種許可地域の区域を除く。）

備考 当該地域内に高松市屋外広告物条例（平成 1 0 年高松市条例第 5 0 号）第 3 条に規定する禁止地域等が存する場合は、当該禁止地域等の区域を除く。